

下水道料金 令和7年10月1日～

料金は、次の下水道料金表の基本料金と超過料金との合計額に、100分の110を乗じて得た金額とする。
 この場合において、その額に **1円未満**の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 ※下水道料金表の変更はありませんが、端数処理方法が変更となります。（10円未満 ⇒ 1円未満）

料 金 表 (R6.5.1～)

(税抜き)

用 途	基本水量 (m³)	基本料金 (円)	超過料金	
			段階別 (m³)	円
家 事 用	8	482	9 ～ 25	74
			26 ～ 50	86
			51 ～	99
営 業 用 団 体 用	10	791	11 ～ 100	110
			101 ～ 300	123
			301 ～	135
臨 時 用	1			123
連 合 専 用	1戸あたりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。			

【 備 考 】

- (1) 家事用とは、主として家庭用水として使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、会社、工場その他の営業に付随するすべての用途に使用する場合をいう。
- (3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準ずる用途に使用する場合をいう。
- (4) 臨時用とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。